女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　2026 年７月１日～　2035 年６月 30 日までの９年間

２．内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率 60%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 100%以上

＜対策＞

- 2026 年７月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制化など）
- 2035 年７月～　育児休業取得開始日から７日間を有給とする制度を導入する

目標２：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を各月 10 時間未満とする。

＜対策＞

- 2026 年７月～　管理職を対象とした意識改革のための研修を１回/年実施
- 2028 年７月～　業務量の見直し、ＤＸ化による事務の効率化などの取組実施
- 2030 年７月～　各施設における問題点の検討及び研修の実施

目標３：２０３１年3月までに、子の看護等休暇制度を拡充する（育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度の創設。

＜対策＞

- ２０２６年7月～　制度の導入検討開始
- ２０３０年7月～　制度内容の社員への周知とアンケートの実施
- ２０３５年4月～　制度の実施